

## 熊本県小規模事業者おうえん資金実施要領

### (融資対象者)

第1 融資対象者は、既存の熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者とする。

※業種の基準は、産業分類【第13回改定】とする。

### (資金使途)

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

### (融資限度額)

第3 融資限度額は、2,000万円とする。

### (融資期間)

第4 融資期間は、下表のとおりとする。

設備資金	1年以上7年以内（据置期間6か月以内）
運転資金	1年以上5年以内（据置期間6か月以内）

### (貸付方法)

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

### (返済方法)

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

### (融資利率)

第7 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.30%以内
5年以内	年1.45%以内
7年以内	年1.60%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

### (保証料率)

第8 保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
県補助率	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.60	0.40	0.20	0.00
事業者負担率	1.35	1.15	0.95	0.75	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合 事業者負担率 0.85
--

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

### (担保)

第8 担保は原則不要とする。

### (保証人)

第9 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第10 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県信用組合、公益財団法人くまもと産業支援財団とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。